

標記について、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 12 に基づき、以下のとおり公表します。

■事業の概要

①交付対象者

集落協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動を行う農業者等

②対象農用地

特定農山村法、山村振興法及び過疎法で指定されている地域、又は、県知事が指定した地域内の農振農用地で傾斜等の一定条件を満たす農用地

③交付単価（10a あたりの交付単価）

区 分	田（傾斜度）	畑（傾斜度）
急傾斜	21,000 円（1/20 以上）	11,500 円（15 度以上）
緩傾斜	8,000 円（1/100 以上 1/20 未満）	3,500 円（8 度以上 15 度未満）

※ただし、協定の取組内容によっては 8 割単価となります。

④対象行為

交付対象となる取組は、必須取組、選択取組、加算取組の 3 区分となっています。必須取組のみの場合は 8 割単価、必須＋選択取組により 10 割単価で交付されます。加算取組を行う場合は、10 割単価に加算分（6,000 円/10a）を上乗せし交付されます。

○必須取組（8 割単価）

集落の将来像の明確化と 5 年間の活動計画を策定

適切な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止活動、水路・農道等の管理活動

多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等）

○選択取組（10 割単価）

農地保全マップを作成し、5 年間の管理活動を実践する。

農業生産活動の体制整備のための活動

- ・ 協定農用地の拡大
- ・ 機械、農作業の共同化
- ・ 農業生産条件の強化
- ・ 新規就農者の確保、認定農業者の育成
- ・ 集団的かつ持続可能な体制整備等の取組 等

○加算取組（超急傾斜農地保全管理加算）

超急傾斜地（田: 1/10 以上、畑: 20° 以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む。

- ・ 土壌流出防止
- ・ 石積み保全活動
- ・ 棚田オーナー制度
- ・ 景観づくり 等

中山間地域等直接支払事業
平成28年度地区別実施状況 集計表)

地区名	協定名	協定面積 (㎡)					交付金額 (円)	単価	備考
		田 急傾斜)	田 緩傾斜)	畑 急傾斜)	畑 緩傾斜)	計			
上久堅	上久堅	295,042	41,620	142	2,012	338,816	5,230,012	8割	
龍江	龍江	224,205	28,530	89,906	21,420	364,061	6,045,434	10割	
千代	千代	183,160	65,909	229,046	51,757	529,872	7,328,982	10割	超急傾斜農用地管理加算
下久堅	暁	11,885	944	27,232	0	40,061	456,243	8割	
下久堅	かいとだ	37,413	2,277	3,302	0	42,992	673,488	8割	
下久堅	柿野沢	59,362	11,033	0	0	70,395	1,334,866	10割	
下久堅	小林	5,527	0	8,235	0	13,762	168,615	8割	
下久堅	虎岩南部	51,059	2,936	7,093	6,248	67,336	1,199,164	10割	
下久堅	目名振桃ノ木平	21,416	10,969	2,620	1,083	36,088	457,125	8割	
三穂	阿坂鍋田関坂	44,598	0	11,537	16,403	72,538	901,314	8割	
三穂	泉垣外	26,936	0	5,548	2,810	35,294	511,433	8割	
三穂	数田貝沢	46,121	3,268	1,515	1,229	52,133	1,016,408	10割	
三穂	南伊豆木	74,024	0	0	0	74,024	1,243,603	8割	
三穂	向田	79,939	3,200	2,095	1,796	87,030	1,734,697	10割	
三穂	梨洞	31,500	0	20,263	5,804	57,567	731,870	8割	
丸山 飯田)	中田井	16,034	0	0	0	16,034	336,714	10割	
上村	下栗	0	0	72,237	12,917	85,154	1,212,378	10割	超急傾斜農用地管理加算
合計		1,208,221	170,686	480,771	123,479	1,983,157	30,582,346		